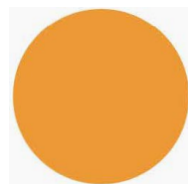


早稲田祭2025
人生に、つながろう

早稲田祭2025 著作権に関する ガイドライン



目次

1. はじめに.....	2
2. 音楽著作権について.....	2
2-1. 著作権及び著作隣接権について	
2-2. 許諾を得る必要がある権利及び許諾を得なくてもよい権利について	
2-3. 運営スタッフの音楽著作権に関する方針	
2-4. これまでの交渉過程について	
2-5. 早稲田祭2025における音源使用の流れについて	
3. 配信企画における使用可能音源について.....	5
3-1. 参加団体・参加者のみなさまが使用可能な音源について	
3-2. 権利者への直接交渉によって許諾を得た場合使用可能となる音源	
4. 配信媒体・形態ごとの使用可能音源について.....	7
4-1. YouTube以外（Zoomなど）の媒体で行う企画について	
4-2. 配信媒体ごとのカラオケ音源使用可否について	
4-3. 配信を行わない企画の音源使用について	
5. 運営スタッフによる配信企画での使用可能音源について.....	8
6. 提出するフォームについて.....	8
6-1. 「著作権に関するフォーム」の提出について	
6-2. 「早稲田祭2025テーマソング使用申請フォーム」の提出について	
7. 各種音源使用に際した申請について.....	9
7-1. 各種音源の詳細事項の申請について	
7-2. 今後申請が必要になる楽曲（予定）	
8. 音源の権利確認方法について.....	10
8-1. 権利確認フロー	
8-2. 音源ごとの権利確認フロー	
8-3. JASRACでの音源権利確認方法	
8-4. NexToneでの音源権利確認方法	
8-5. JOYSOUNDでの音源確認方法	
9. 音楽以外の著作権について.....	13
9-1. 補足	
9-2. 運営スタッフの方針について	
10. 注意.....	13

1. はじめに

早稲田祭2025では一部の企画においてYouTube Liveなど不特定多数へのストリーミング配信を想定しているため、昨年同様著作権に関する問題が発生いたします。著作権・出版権・著作隣接権の侵害は、最大で10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金が課せられる違法行為です。

したがって、参加団体・参加者のみなさまには、著作権侵害とならないよう企画を行っていただく必要がございます。しかし、ストリーミング配信は近年普及したものであることから、未だ許諾を得る流れが整備されていない、侵害となるかどうか不明瞭なことが多いなど、著作権侵害への対応が常に動き続けている分野です。そのため、一般的に問題がないと考えられるような場合でも、著作権侵害であると判断される場合もございます。早稲田祭2025運営スタッフ（以下、運営スタッフ）は、早稲田祭2025の運営団体として、いずれの企画においても著作権侵害とならないよう、本ガイドラインを策定いたしました。

参加団体・参加者のみなさまには、早稲田祭2025への参加にあたって本ガイドラインの内容を遵守していただき、著作権侵害とならないよう企画を行っていただく必要がございます。なお、著作権を侵害しているとYouTubeに判断された場合、YouTubeチャンネルが停止されてしまう可能性があるため、本ガイドラインに背く著作物の使用を発見した場合、配信停止などの措置を取ることがあります。なお、著作物は数が膨大となるため、本資料ではそのすべてを網羅できているわけではございません。また、著作権侵害となるか判断がつきにくい場合も多々ございます。少しでもご不明点、心配な点などございましたら各企画担当者までお問い合わせください。

2. 音楽著作権について

別資料「早稲田祭2025に関する注意規定」に記載の通り、音楽著作権関連のトラブルを回避するため、**本ガイドライン及び注意規定に背く音楽の使用を禁止させていただいております。**ここでは、運営スタッフがこれまで各社との交渉を行った結果についてご報告させていただくとともに、今後の流れについてご説明します。

2-1. 著作権及び著作隣接権について

一般に、著作権には歌詞及び曲権利を保障する著作権、及びCDなどの音楽原盤の権利を保障する著作隣接権（原盤権）の2種類が存在します。また、著作権及び著作隣接権は下記の図表のように細分化されています。このうち、JASRAC・NexToneなどの著作権管理団体が管理している権利は前者の著作権であり、著作隣接権をまとめて管理する団体は存在していません。既成音源を使用する際には著作隣接権者である各レコード会社に個別に申請し、許諾を得る必要があります。

図1：著作権法に定める権利



出典：JASRAC著作権の概要 (<https://www.jasrac.or.jp/aboutus/copyright/index.html>)

表1：レコード会社製作者の権利

著作隣接権	複製権 (第96条)	製作したレコードを複製する権利
	送信可能化権 (第96条の2)	製作したレコードを送信可能化する（端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く）権利
	譲渡権 (第97条の2)	製作したレコードの複製物を公衆に譲渡する権利。ただし、一旦許諾を得て譲渡されたレコードの、その後の譲渡には、譲渡権が及ばない。
	貸与権 (第97条の3)	製作したレコードが複製されている商業用レコードを貸与する権利。ただし、その権利は、最初に商業用レコードが販売された日から1年に限られる。
	放送の二次使用料を受ける権利 (第97条)	製作したレコードが複製されている商業用レコードが放送や有線放送で使用された場合に、使用料（二次使用料）を、放送事業者や有線放送事業者から受けることができる権利
	貸レコードについて報酬を受ける権利 (第97条の3第3項)	製作したレコードが複製されている商業用レコードが、販売された日から1年を経過した後に貸与された場合に、貸レコード業者から報酬を受けることができる権利

出典：著作権情報センター著作隣接権とは？ (<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime4.html>)

ただし、著作権法上には一部例外が存在しており、例年の早稲田祭においては著作権法第38条に基づき、非営利企画かつゲストブックキングをしない企画において、**音楽を許諾なしで使用することができていました。**なお、これは上記著作権の上演権・演奏権・上映権に限定されています。またその際の著作隣接権については複製権（リミックスなどもこれに含まれる）を侵害しない限りにおいて、著作隣接権に演奏権（CD再生は演奏とされる）が含まれないため、特に許

諾を得る必要はありませんでした。しかし、配信を行う企画においては上記の例外は適用されません。オンライン上での配信は上記3つの権利にあてはまらず、著作権上の公衆送信権、及び著作権隣接権上の送信可能化権が該当します。これについては例外はなく、必ず許諾を得る必要があります。

2-2. 許諾を得る必要がある権利及び許諾を得なくてもよい権利について

「2-1. 著作権及び著作権隣接権について」で記述したように、今年度は必ず著作権及び著作権隣接権に関する許諾の手続きを行い、許諾を得る必要があります。しかし、一部許諾を得る必要がない場合がございます。早稲田祭2025では原則としてYouTube Liveを使用いたします。YouTubeは、JASRAC及びNexToneと利用許諾契約を締結していますので、利用者が個別にJASRACに申請し許諾を得る必要はありません。つまり、JASRAC及びNexToneが管理する著作権に関しては、著作権に関する利用手続きを行う必要はありません。ただし、JASRAC及びNexToneが管理しない楽曲については、個別に許諾を得る必要があります。また、その際の金額は明確に定められておらず、高額になる可能性もございます。この点をご理解いただいた上で、著作権を管理する個人または企業と参加団体・参加者のみなさまが直接ご交渉ください。

一方、著作権隣接権については、送信可能化権に関する許可を得るために必ず著作権隣接権者（レコード会社など）に連絡し許諾を得る必要があります。そのため、著作権隣接権を管理する個人または企業と参加団体・参加者のみなさまが直接ご交渉ください。

2-3. 運営スタッフの音楽著作権に関する方針

著作権者及び著作権隣接権者に無断で音楽を使用することは違法行為です。したがって、運営スタッフは程度の如何に関わらず、事前に著作権者及び著作権隣接権者に許諾を得ていない既成音源の使用をすべて禁止いたします。

YouTubeには動画中で使用されている音楽が他者の著作物であるかをどうか自動検出する「Content ID」というシステムがあります。なお、このシステムに検出された場合直ちに違反となるのではなく、その通知を見た権利者は「ブロック」「収益化」「追跡」の対応を選択することができます。アップロードされた動画の場合、権利者が対応を選択するまで動画に変化が起きることはありません。

しかし、YouTube Liveの場合には、Content IDに検出された時点でライブ配信が一時停止されます。したがって、許諾を得ずCD音源を使用し続けた場合、企画の様子をほとんど配信することができない可能性がございます。また、権利者より正式に著作権侵害だと訴えられ著作権違反警告を受けた場合には、ライブ配信が削除されてしまいます。加えて、同じアカウントが著作権違反警告を3回受けた場合、または警告が3回未満でも著作権違反の程度がひどい場合などは、当該アカウントと関連するすべてのアカウントが停止されます。

このように、許諾なしで既成音源を使用した場合、早稲田祭2025へ多大な悪影響が及びます。したがって、早稲田祭2025では配信を伴う企画において、無断での既成音源の使用を一切禁止いたします。

【参考】

- ・ 著作権侵害の警告に関する基礎知識：<https://support.google.com/youtube/answer/2814000>
- ・ ライブ配信に関する著作権の問題：<https://support.google.com/youtube/answer/3367684>
- ・ YouTubeライブ配信への制限を受けないために：
https://support.google.com/youtube/answer/2853834?hl=ja&ref_topic=9257985

2-4. これまでの交渉過程について

運営スタッフは、早稲田祭2025の開催に向けた準備の開始が正式に承認されたタイミングから、現在に至るまで早稲田祭2025の主催組織として音楽使用に向けて交渉を進めております。できるだけ多数の楽曲を参加団体・参加者のみなさまに使用していただくために、多くの著作権隣接権を持つ大手カラオケ会社にアポイントメントを取り、交渉を進めており、昨年度と同様に株式会社エクシング様にご協力していただく予定です。

2-5. 早稲田祭2025における音源使用の流れについて

早稲田祭2025では一部配信を伴う企画があるため、音楽著作権について例年生じなかった問題が発生し、Content IDによって著作権違反が検出された場合にはライブ配信の一時停止など企画及び早稲田祭2025全体に多大な影響が及ぼされます。したがって、「2-3. 運営スタッフの音楽著作権に関する方針」でも説明させていただいた通り、事前に著作権者及び著作権隣接権者に許諾を得ていない音源の使用を禁止いたします。また、連絡ミスによるライブ配信の停止などを防ぐため、運営スタッフに事前に連絡のない音源（自作楽曲・生演奏／事前収録音源、その他フリー音源は除く）の使用も併せて禁止いたします。

音源の使用を希望される場合には、第1回担当者会議にて配布される「著作権に関するフォーム」を期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。こちらは5(1)の表にある企画の著作権管理のためのフォームです。

※参加団体・参加者のみなさまご自身で配信を行う場合も5(1)に記載の企画に参加される場合は当該フォームの提出をお願いします。

早稲田祭2025テーマソングを使用したい場合には、「[早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム](#)」の提出をお願いいたします。なお、[早い段階でご回答](#)いただきますと、[不確認事項が生じた際にフォームの再提出などの対応を取らせていただくことが可能です](#)。そのため、余裕を持ったご対応をお願いいたします。詳細は「6. 提出するフォームについて」をご覧ください。

※[募集時に運営スタッフが配信を提供していない企画や配信を行わない企画においては、カラオケ音源を提供いたしません](#)。

3. 配信企画における使用可能音源について

3-1. 参加団体・参加者のみなさまが使用可能な音源について

現段階で配信を伴う企画において参加団体・参加者のみなさまが使用可能な音源は以下の通りです。参加される企画枠においてどの音源を使用できるのか、「5. 運営スタッフによる配信企画での使用可能音源について」も併せてご確認ください。

(1) カラオケ（JOYSOUND）音源

カラオケ音源とは、いわゆるカラオケを歌う時に流れるようなボーカルのない音源のことです。運営スタッフが既に利用許諾を得ているため、使用していただくことが可能です。なお、外国曲及びメドレー楽曲などについては、権利関係の都合上使用できない場合がございます。カラオケ音源の使用を希望される場合は、「[著作権に関するフォーム](#)」に[使用希望楽曲・アーティスト名を必ずご記入ください](#)。

なお、昨年度配布したカラオケ音源のデータは早稲田祭2024での使用を前提にご提供いただいているため、[早稲田祭2025において使用していただくことはできません](#)。昨年度と同じ楽曲の使用を希望される場合でも、[改めて申請](#)していただきますようお願いいたします。

※できるだけ多くの参加団体・参加者のみなさまに平等な条件で企画を行っていただくため、原則カラオケ音源の申請上限は1企画あたり[40曲まで](#)とさせていただきます。JOYSOUNDで申請可能な楽曲は、JOYSOUNDのカラオケ検索にある楽曲の中のうち、JASRACまたはNexToneにおいて「配信」が○となっている楽曲のみ申請可能です。ただし、申請しても権利の関係で使用できない可能性もあります。また著作権がJASRACまたはNexToneの管理下にない場合でも、著作権保有者から承諾を得た上で、その証明となるものを運営スタッフに提出していただいた場合には申請可能となります。

JOYSOUNDのカラオケ検索、JASRAC及びNexToneの管理状況は、以下でご確認いただけます。

- JOYSOUND：<https://www.joysound.com/web/search>
- JASRAC：<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/main?trxID=F00100>
- NexTone：<https://search.nex-tone.co.jp/terms.jsessionid=A0763A396E491F4243675B01B8B71607?0>

「著作権に関するフォーム」では、「リードボーカルの希望」についてもお聞きしています。一部のカラオケ音源では、リードボーカルがついた状態での配布が可能となります。[「著作権に関するフォーム」でリードボーカルを「希望する」にチェック](#)を入れていただいた場合、[該当楽曲にリードボーカルがある場合には「リードボーカルあり」の楽曲を提供](#)させていただきます。なお、全ての楽曲についてリードボーカルがついているわけではないため、ご希望に添えないこともございます。あらかじめご了承ください。

※募集時に運営スタッフが配信を提供していない企画に関しては、カラオケ音源の提供を行いません。しかし、参加団体・参加者のみなさまには配信を企画で実施する際は必ず[音楽著作権に配慮した音源](#)で企画を実施していただきます。

今回申請していただいたカラオケ音源に関しては、開催形態に関わらず、早稲田祭当日の企画内で[必ず使用](#)するようにお願いいたします。

また、カラオケ音源を使用する際には、配信時の映像上にJOYSOUNDのクレジットが表示されます。早稲田大学放送研究会、運営スタッフが配信を行う場合には自動的に表示されますが、[参加団体・参加者のみなさまが配信を行う場合は、ご自身でクレジットを入れていただきますようお願いいたします](#)。

【注意事項】許可されていないカラオケ音源の編集方法

- 音圧・テンポ・キーを変更すること
- エコーやフェードアウトの処理を行うこと
- 効果音を載せること
- リミックスなどの加工を行うこと
- 音源をカットし、順序を入れ替えること

※なお、1番のみを使用し2番をカットするなど音源を途中で切ること、音源に対し生歌を重ねることは可能です。

(2) 既成音源 (CDなど)

配信においてCD音源をはじめとする既成音源を使用する際には、著作権・著作隣接権の観点から制限がかけられます。

著作権に関しては、JASRACまたはNexToneにおいて「配信」の項目が○となっている楽曲のみ使用可能です。ただし、著作権がJASRACまたはNexToneの管理下でない場合でも、著作権保有者から承諾を得た上でその証明となるものを運営スタッフに提出していただいた場合には著作権の観点からは使用可能となります。（著作隣接権については別途許可をとる必要があります。）

著作隣接権に関しては、既成音源の使用を希望される場合には、参加団体・参加者のみなさまの責任で個別にレコード会社などに使用許可を取っていただきます。他者が作った音源であるN次創作（「歌ってみた」や「演奏してみた」などの音源の場合）に関しても、発信元の権利所有者に使用許可を取っていただくようお願いいたします。使用許可を得た場合は、その旨を運営スタッフにご報告・許可を得た証明となるものをご提出の上、使用可能となります。

既成音源の使用により発生した全てのトラブルに関して、運営スタッフは一切の責任を負いません。

(3) 自作楽曲

参加団体・参加者のみなさまご自身で作成した楽曲は許諾を得ずに使用することが可能です。

(4) 生演奏／事前収録音源

発表されている音楽を使用する場合でも、CD音源などを使わずに自分たちで生演奏・事前収録し使用する場合には、以下の条件を満たす場合は、個別に許諾を得ずに使用することが可能です。YouTubeはJASRAC及びNexToneと利用許諾契約を結んでいるため、JASRACまたはNexToneにおいて「配信」が○となっている場合には音源の使用が可能です。こちらの条件を満たしていない場合は、著作権を管理する個人または企業と参加団体・参加者のみなさまが直接交渉していただき許諾を得て、運営スタッフに報告・許可を得た証明となるものを提出していただくことで、使用可能となります。

JASRAC及びNexToneの管理状況は、以下でご確認いただけます。

JASRAC : <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/main?trxID=F00100>

NexTone : <https://search.nex-tone.co.jp/terms.jsessionid=A0763A396E491F4243675B01B8B71607?0>

(5) その他フリー音源など

インターネット上に公開されている、著作権フリーの音源は問題なく使用することができます。ただし、クレジットの動画申明記などを条件にしている場合もございますのでご注意ください。

(6) 早稲田祭2025公式テーマソング

運営スタッフから参加団体・参加者のみなさまに提供できる音源です。運営スタッフが既に利用許諾を得ているため、使用していただくことが可能です。

使用を希望される場合は、「早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム」にて使用希望の旨を必ずご記入ください。

10月上旬頃以降を目処に、データとして配布させていただきます。

【注意事項】外国曲について

早稲田祭2025では、外国曲を使用した場合アーカイブを行うことができません。アーカイブ配信を行う場合、募集時に運営スタッフが配信を提供していた企画において参加団体・参加者のみなさまで配信を行う場合につきましても「アップロードする方が法人、学校、団体・グループなど、個人以外の場合」かつ「タイムシフトやアーカイブを行う」に該当します。そのため、この場合下表の『JASRACが管理する「国内作品」であること』に該当しなくなり、別途手続きの必要が発生します。そのため、JASRACまたはNexToneにおいて外国曲とされている楽曲を使用し、かつ早稲田祭2025運営スタッフの運営するチャンネルでの配信もしくは募集時に運営スタッフが配信を提供していた企画において参加団体・参加者のみなさまが配信する場合はアーカイブを行わない対応を取らせていただきます。

表2：お手続きなくアップロードすることができる条件（複数の条件がある場合は、いずれも満たす必要があります）

	アップロードする方が 個人の場合	アップロードする方が 法人、学校、団体・グループなど個人以外の場合
ライブ配信・生配信のみ を行う	動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること	
タイムシフトや アーカイブを行う	・動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと	・動画で使用する音源が、自ら演奏または製作したものであること ・広告や宣伝を目的とする動画ではないこと ・JASRACが管理する「国内作品」であること

【出典】

- ・YouTubeなどの動画投稿サービスでの音楽利用について
(<https://www.jasrac.or.jp/news/20/interactive.html>)
使用したい楽曲が外国曲に該当するかについては、以下のサイトでご確認いただけます。
- ・JASRAC：<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/main?trxID=F00100>
- ・NexTone：<https://search.nex-tone.co.jp/terms.jsessionid=A0763A396E491F4253675B01B8B71607?0>

3-2. 権利者への直接交渉によって許諾を得た場合使用可能となる音源

音源の番号は「3-1. 参加団体・参加者のみなさまが使用可能な音源について」に準じます。

(1) 既成音源（CDなど）

著作権隣接権を管理する個人または企業と参加団体・参加者のみなさまが直接ご交渉いただき、許諾が取れた場合は、運営スタッフに報告を行ったうえで使用可能となります。

(2) 生演奏／事前収録音源

発表されている楽曲を使用する場合でも、**CD音源などを使わずに参加団体・参加者のみなさまご自身で生演奏・事前収録し使用する場合に**、以下の条件を満たさない場合には個別に許諾を得る必要があります。YouTubeはJASRAC及びNexToneと利用許諾契約を結んでいるため、**JASRACまたはNexToneにおいて「配信」の項目が○となっている場合に、使用可能となります。**こちらの条件を満たしていない場合は、著作権を管理する個人または企業と参加団体・参加者のみなさまが直接交渉していただき許諾を得て、運営スタッフに報告していただくことで、使用可能となります。

JASRAC及びNexToneの管理状況は、以下でご確認いただけます。

JASRAC：<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/main?trxID=F00100>
NexTone：<https://search.nex-tone.co.jp/terms.jsessionid=A0763A396E491F4243675B01B8B71607?0>

4. 配信媒体・形態ごとの使用可能音源について

4-1. YouTube以外（Zoomなど）の媒体で行う企画について

JASRAC及びNexToneと利用許諾契約を締結していない媒体で企画を配信する場合は、使用できる音源に制限が生じます。自作音源、その他フリー音源、早稲田祭2025公式テーマソングはYouTubeと同様に使用できます。しかし、**既成音源（CDなど）、生演奏／事前収録音源を使用する場合は、著作権者（JASRACやNexTone）に許諾を得る必要があります。**また、既成音源（CDなど）の場合は、著作権隣接権を持つレコード会社などにも許諾を得る必要があります。そして、**カラオケ音源は契約上使用することが出来ません。**

JASRAC及びNexToneと利用許諾契約を締結している媒体は、以下のURLから確認できます。

JASRAC：<https://www.jasrac.or.jp/news/20/ugc.html>
NexTone：<https://www.nex-tone.co.jp/copyright/faq.html>

4-2. 配信媒体ごとのカラオケ音源使用可否について

カラオケ音源については内国曲（日本の曲）か外国曲のどちらであるか、また企画実施方法によって取り扱いが異なります。

音源の種類	企画実施方法	カラオケ音源の使用可否
内国曲	YouTube Live配信	JASRAC及びJOYSOUNDで許可されているものは可
	Zoom	不可 ※YouTubeと異なり、JASRAC及びNexTone と利用契約を結んでいないため。
外国曲	YouTube Live配信	JASRAC及びJOYSOUNDで許可されているものは可
	Zoom	不可 ※YouTubeと異なり、JASRAC及びNexToneと利用契約を結んでいないため。

4-3. 配信伴わない企画の音源使用について

非営利企画かつゲストブッキングを行わない企画においては、著作権法第38条に基づき楽曲を許諾なしで 사용할ことができます。

営利企画またはゲストに出演料を支払う企画で楽曲を演奏または使用する場合は、JASRACやNexToneに連絡し（既成音源（CDなど）を使用する際は、著作権隣接権者にも連絡する）、利用手続きを参加団体・参加者のみなさま自身で行い、楽曲利用料を支払ってください。後日、申請を行わなかったことが原因で運営スタッフに楽曲利用に伴う請求が来た場合には、参加団体・参加者のみなさまにご負担いただきます。ただし、自作楽曲・早稲田祭2025テーマソングはご自由に使用していただけます。また、その他フリー音源は利用規約に従って使用してください。

5. 運営スタッフによる配信企画での使用可能音源について

各企画形態に応じた使用可能音源は以下の通りです。参加される企画に応じた使用可能音源を必ずご確認ください。配信可能音源は、「3. 配信企画における使用可能音源について」に記載の分類に準じます。

凡例：
配信可能音源(1)：カラオケ音源
配信可能音源(2)：既成音源（CDなど）
配信可能音源(3)：自作楽曲
配信可能音源(4)：生演奏／事前収録音源
配信可能音源(5)：その他フリー音源など
配信可能音源(6)：早稲田祭2025公式テーマソング

(1) 配信を提供している企画

企画	企画場所	使用可能音源
大隈講堂前ステージ企画	大隈講堂前ステージ	配信可能音源(1)～(6)
キャンパス内ステージ企画	戸山カフェテリアステージ	

※アーカイブ配信は行いません。

※上記に記載のある企画では自団体で配信する場合も著作権の管理、カラオケ音源の配布を行います。

上記の表に書かれていない配信を伴わない企画については、「4-3. 配信を行わない企画の音源使用について」をご覧ください。

(2) 募集時に配信を提供していない企画

募集時に運営スタッフが配信を提供していない企画に関しては、カラオケ音源の提供を行いません。しかし、参加団体・参加者のみなさまには配信を企画で実施する際は必ず音楽著作権に配慮した音源で企画を実施していただきます。

6. 提出するフォームについて

6-1. 「著作権に関するフォーム」の提出について

「著作権に関するフォーム」は、企画内で使用する音源について申請していただくフォームです。第1回担当者会議にて配布予定です。「5. (1) 運営スタッフによる配信企画での使用可能音源について」に記載のある企画に参加される参加団体・参加者のみなさまは配信の如何に関わらず【必ず】提出していただきます。

6-2. 「早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム」の提出について

「早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム」は、早稲田祭2025公式テーマソングを使用する際に提出していただくフォームです。第1回担当者会議にて配布予定です。公式テーマソングは10月上旬ごろに配布予定です。

なお、早い段階でご回答いただきますと、不備や確認事項が生じた際にフォームの再提出などの対応を取らせていただくことが可能です。そのため、余裕を持ったご対応をお願いいたします。特にカラオケ音源・早稲田祭2025公式テーマソングの使用を希望される場合には、「著作権に関するフォーム」・「早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム」の提出をもって音源の使用申請とさせていただきますので、確実に対応していただきますようお願いいたします。

※募集時に運営スタッフが配信を提供していない企画にはカラオケ音源の提供はいたしません。

※「著作権に関するフォーム」の主な質問内容は以下の情報です。質問内容は変更の可能性がありますのでご了承ください。

【主な質問事項】

- ・基本情報（参加団体・参加者名など）
- ・配信の有無
- ・カラオケ音源の使用有無
- ・（カラオケ音源を使用する場合のみ）曲名、アーティスト名
- ・（カラオケ音源を使用する場合のみ）リードボーカルの希望
- ・既成音源（CD音源など）の使用有無
- ・（既成音源を使用する場合のみ）同意事項
- ・自作楽曲の使用有無
- ・生演奏／事前収録楽曲の使用有無
- ・フリー音源の使用有無

7. 各種音源使用に際した申請について

7-1. 各種音源の詳細事項の申請について

「著作権に関するフォーム」では、カラオケ音源以外の音源に関する詳細を答えていただく必要はありません。

ただしその他の音源につきましても、使用予定の音源・映像などの作品を運営スタッフに提出していただく段階で、出典などの詳細をお聞きいたします。音源を使用する際には**出典のはっきりしたものを使用すること**、また**個別に権利者への許可が必要なものに関しては承諾を得る**ことを徹底していただきますようお願いいたします。

7-2. 今後申請が必要になる楽曲（予定）

以下に記載した音源については、今後その詳細などを別途申請していただく予定です。なお、こちらは現時点での予定のため、変更の可能性があります。あらかじめご了承ください。

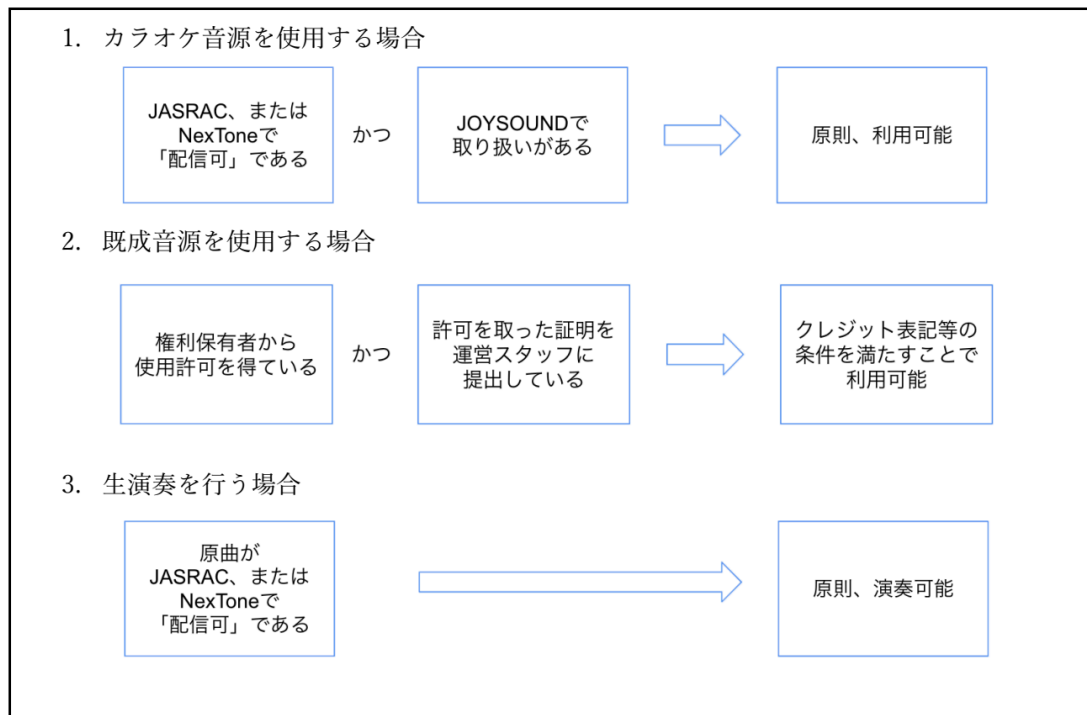
音源の種類	申請内容	申請方法
(1) カラオケ音源	配布音源（使用した音源）の曲名・アーティスト名が一致するかを再度確認していただきます。 音源の編集方法が「3. 配信企画における使用可能音源について」に記載の規定に準じていることを確認していただきます。	第1回担当者会議で配布予定の「著作権に関するフォーム」にて申請をお願いいたします。
(2) 既成音源 (CD音源など)	レコード会社などの権利者に個別に利用許可を得た証明となるものを運営スタッフにご提示いただきます。	提示方法は問いません。使用許可が取れ次第、順次担当の運営スタッフにお知らせください。
(3) 自作音源	音源が参加団体・参加者のみなさまによって作られたものであることを確認していただきます。	別途配布予定のフォームにて申請をお願いいたします。
(4) 生演奏／事前収録音源	演奏される元となる楽曲の曲名・アーティスト名（演奏者）などを確認させていただきます。 また元の楽曲がJASRAC及びNexToneで配信可能となっていることを確認していただきます。	別途配布予定のフォームにて申請をお願いいたします。
(5) その他フリー音源 など	使用された音源がフリー音源であるかをご確認いただいた上で、その出典を明示していただきます。	別途配布予定のフォームにて申請をお願いいたします。
(6) 早稲田祭2025 公式テーマソング	早稲田祭2025公式テーマソングの使用有無を再度確認していただきます。	第1回担当者会議で配布予定の「早稲田祭2025公式テーマソング使用申請フォーム」にて申請をお願いいたします。

8. 音源の権利確認方法について

8-1. 権利確認フロー

YouTubeで配信を行うにあたり、カラオケ音源や生演奏の原曲など一部の音源に関してはJASRAC、NexTone及びJOYSOUNDでの権利確認が必要です。その際の権利確認手順は以下の通りです。以下の著作権確認フローでは特に注意深い権利確認が必要なものを抜粋しています。フリー音源の取り扱いについては、クレジット表記の有無など各音源の決まりにご注意ください。

8-2. 音源ごとの権利確認フロー



8-3. JASRACでの音源権利確認方法

1. JASRACのホームページにアクセス
2. 作品データベース検索サービス<J-WID>を開く
3. 「作品タイトル」で使用予定の楽曲名を検索
(例)「青と夏」(Mrs. GREEN APPLE)を使用したい場合
4. 該当曲の「詳細」をクリック
5. 「配信」の欄を確認し、「○」であることを確認する。

青と夏

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 ⓘ 内国作品 出典 ⓘ PO(出版者作品届)

管理状況(利用分野) ⓘ

演奏 ○	録音 ○	出版 ○	貸与 ○	ビデオ ○	映画 ○	放送 ○	配信 ○	通カラ ○
広告 ○	CM送録 ○	映録 ○	録音 ○	ビデオ ○	出版 ○	ゲーム ○	録音 ○	ビデオ ○

参加団体・参加者のみなさまによる生演奏であっても、「配信」の欄をご確認ください。配信の欄は○・△・×の三通りで表示されます。配信欄に○がついている場合、問題なくお使いいただけます。

出典：JASRAC 作品データベース検索サービス (<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/main?trxID=F00100>)

8-4. NexToneでの音源権利確認方法

基本的にJASRACでの権利確認方法と同様の手順でご確認いただけます。

1. NexToneのホームページにアクセス
2. <作品検索>を開く
3. 使用予定の楽曲名を検索
(例)「イエスタデイ」(Official髭男dism)を使用したい場合
4. 該当曲の右側に表示される「管理区分」において「配信」(インタラクティブ配信を意味します)の部分が○になっているかを確認

検索結果：1件 (1~1件を表示)
※検索結果には、管理終了後1年未満の作品も表示しております

※管理状況の表記
○：NexToneが著作権を管理しています。
△：NexToneが一部の著作権を管理しています。
×：NexToneは著作権を管理しておりません。

↓検索結果をダウンロード

作品コード	作品名	著作者名	アーティスト名	複製					配信	放送	出版	貸与	通カラ	演奏			
				オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告						演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 がけ	
N00653486	イエスタデイ <副題> 1. 映画/HELLO WORLD (テーマ) / 東宝	藤原 聡	Official髭男dism	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

© 2017 NexTone Inc.

出典：NexTone 作品検索データベース (<https://search.nex-tone.co.jp/terms?1>)

8-5. JOYSOUNDでの音源確認方法

1. JOYSOUNDのホームページにアクセス
2. 「曲を探す」から<カラオケ・歌詞検索>を開く
3. 使用予定の楽曲名を検索
(例)「青と夏」(Mrs. GREEN APPLE)を使用したい場合

カラオケ・歌詞検索

曲名・歌手名・番組名からさがす

全コンテンツ

曲名

歌手名

番組名

前方一致

すべて

お店で歌える曲

本人映像

LIVEカラオケ

アニメカラオケ

ギタナビ

家庭用カラオケ

よく検索するキーワード

GOOD MORNIN... 青と夏

検索

4. アーティスト名まで一致するものを選択し、該当曲が表示されることを確認

本人映像

青と夏/Mrs. GREEN APPLE

iTunes

歌詞

カラオケ配信情報

歌手詳細

マイうた

マイアーティスト

青と夏(通常盤)

amazonで買う

歌手名	Mrs. GREEN APPLE
作詞	大森元貴
作曲	大森元貴
関連情報	
カラオケ 配信情報	本人映像 スタンダード ボーカルアシスト ギタナビ 家庭用カラオケ ※JOYSOUND MAX/MAX2/MAX GO、JOYSOUND 響/響IIでは、キョクナビでの選曲時【スタンダード】が【生音源スタンダード】と表示されます

出典：JOYSOUND カラオケ・歌詞検索 (<https://www.joysound.com/web/search>)

9. 音源以外の著作権について

9-1. 補足

音楽以外の著作物についても、上記と同様に著作権侵害とならないよう対処する必要があります。なお、著作物とは著作権法2条1項1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されています。したがって音楽以外にも、写真・演劇・衣装・書籍・ゲームなどさまざまなものに著作権は認められています。

9-2. 運営スタッフの方針について

音楽著作権と同様に、運営スタッフは程度の如何に関わらず、権利者に事前に許諾を得ていない著作物の使用をすべて禁止いたします。当日の企画において他者の著作物を使用したい場合は、全て事前に著作者に許諾を得た上で企画を行う必要があります。なお、上記と同様に公衆送信権に該当するため、非営利企画であっても例外なく許諾を得る必要があります。ただし、著作権法第32条に則った適切な形で「引用」であれば著作権者の許諾なしで使用できる場合があります。

しかし、著作物は多種多様であるため、運営スタッフが全ての手続きを行うことはできません。そのため、音楽以外の著作物については、参加団体・参加者のみなさまご自身で許諾を取っていただきます。音楽以外の著作権について、運営スタッフに報告する必要はございませんが、著作権侵害と判断した場合には、配信停止・企画停止などの措置を取ることもございますのでご注意ください。

10. 注意事項

著作物を使用する場合は、参加団体・参加者のみなさまご自身の責任にて、使用するようお願いいたします。運営スタッフまたはこのガイドラインにより、著作物に関するトラブルが発生した場合、いかなる理由でも運営スタッフは一切責任を負いません。参加団体・参加者のみなさまが著作物を使用したことで運営スタッフが使用料などを請求された場合、参加団体・参加者のみなさまに当該請求額を負担していただきます。

本資料の内容につきましてご不明な点・ご質問などございましたら、以下の担当者までお気軽にご相談ください。お問い合わせの際は、参加団体・参加者名、早稲田祭担当者名を明記してください。

早稲田祭2025運営スタッフ
著作権管理責任者
釜野結衣
お問い合わせフォーム：
<https://forms.gle/ceeGsECEJf8EYfzTA>